

総務建設常任委員会

令和7年9月8日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和7年9月8日(月) 午前9時30分 開会
午後1時39分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	吉村 始
副委員長	柴田 三乃
委員	西川 善浩
〃	横井 晶行
〃	谷原 一安
〃	増田 順弘
〃	西井 覚
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	奥本 佳史
議員	川村 優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	東 錦也
企画部長	高垣 倫浩
企画政策課長	西川 直孝
人事課長	森本 啓二
〃 補佐	岡田 陵子
財務部長	内蔵 清
税務課長	高松 和弘
〃 補佐	吉田 直生
産業観光部長	植田 和明
農林課長	山岡 邦啓
商工観光プロモーション課長	増田 智宏

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田 匡勝
------	-------

書 記 岩 永 睦 治
〃 関 元 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第59号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議第60号 葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について
- 議第62号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第63号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第64号 葛城市税条例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 耕作放棄地に関する事項について
- (2) 令和7年度一般会計予算に対する附帯決議に関する報告について
- (3) 葛城市第三次総合計画及び第3期葛城市総合戦略策定に関する事項について

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。お盆を過ぎまして、それから9月議会が始まりまして、もう本当にもう厳しい猛暑が続いております。先日まとまった雨が降りまして、少し気温が下がりました。朝方は少しずつ何か涼しくなっているような気配もありますけれども、昼はまだまだ暑い日が続くことになろうかと思えます。委員各位におかれまして、また理事者の皆様、それから職員の皆様におかれましては、日々体調管理大変と思えますけれども、ぜひとも健康管理しっかりしていただきまして、この夏を乗りきって、夏といいますかこれからの9月議会も乗りきっていったらというふうに思っております。ということで、よろしくお願いをいたします。

では、委員外議員のご紹介いたします。川村議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

では、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

ここでお諮りをいたします。

議第59号及び議第60号の2議案につきましては、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第59号及び議第60号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長 皆さん、おはようございます。産業観光部の植田でございます。よろしくお願います。

ただいま議題となりました議第59号、葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について及び議第60号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定についての2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

葛城市農畜産物処理加工施設及び葛城市道の駅かつらぎにつきましては、両施設とも令和8年3月31日で指定管理者としての指定期間が満了となります。新たな指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間における指定管理者の指定について、令和7年5月30日に募集の公表を行ったところ、葛城市農畜産物処理加工施設には1者、葛城市道の駅かつらぎにつきましても1者の応募がございました。担当課による資格審査の後、7月31日、葛城市指定管理者選定委員会に諮り、それぞれの提案者による提案説明、質疑応答に基づき採点を行った結果、両提案者ともに選定基準に達しておりましたので、葛城市農畜産物

処理加工施設につきましては、株式会社農業法人當麻の家、葛城市道の駅かつらぎにつきましては、株式会社道の駅葛城を指定管理者の候補者として選定させていただきましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。添付資料等、詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

吉村委員長 山岡農林課長。

山岡農林課長 皆様、おはようございます。農林課の山岡でございます。よろしくお願いたします。

それでは、説明のほうさせていただきます。先に葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。手元の2の概要のほうに沿って説明させていただきます。

①番、施設の概要及び募集内容でございます。こちらは改めまして、施設の名称は、葛城市農畜産物処理加工施設「郷土食 當麻の家」でございます。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっております。その他、募集内容に係る詳細につきましては、資料1として募集要項、こちらは選定のスケジュール、応募資格等について記載しておるものでございます。そして、資料2として仕様書、こちらについては、施設の管理運営業務の内容等について記載しておるものでございます。この2つの資料につきましては、令和7年5月30日に公告いたしましてホームページに掲載しております、その資料と同じものを添付させていただいております。

続きまして、②申込み状況ということで、今回の公募に対する状況でございます。こちらは1者のみでございました。

続きまして、③番、指定管理者選定委員会についてでございます。委員構成については6名となりまして、要綱に基づきまして、学識経験者として奈良県中部農林振興事務所長を任命させていただきました。ほかの委員につきましては、副市長、各関係部長を任命させていただいております。選定委員会のほうは、令和7年7月31日に開催させていただいております。

続きまして、④の選定結果についてでございます。こちら指定管理者候補者としていたしまして、葛城市新在家402番地-1、株式会社農業法人當麻の家を候補者として選定いたしましたところでございます。審査点につきましては、780点満点中、529点でございました。指定候補者の概要といたしまして、資料3の様式第6号、会社概要、そして指定期間の収支計画の概要として資料4の様式8号、収支予算書、そして事業計画の概要として、資料5といたしまして提案書、こちらそれぞれ株式会社農業法人當麻の家の申請書の写しをつけさせていただいております。この提案書の提案内容につきましては、応募の動機、意欲、また運営体制、利用促進、利用拡大の取組内容等について、ご提案いただいたところでございます。

続きまして、⑤の基本協定（仮協定）でございます。現在、株式会社農業法人當麻の家と当協定書によりまして、仮協定を締結しております。こちら資料6がこの基本協定書の写しということでつけさせていただいております。議案について議決いただきましたら、この仮協定が本協定になる旨を示した基本協定書となっております。以上が農畜産物処理加工施設の内容でございます。

続きまして、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について説明させていただきます。先ほどの農畜産物処理加工施設の説明と内容がかぶる部分については、省略させていただきます。

まず、①番、施設の概要及び募集内容でございます。こちらは施設の名称は葛城市道の駅かつらぎでございます。指定期間も同じく令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっております。その他、募集内容に係る詳細につきましては、同様に募集要項を仕様書に示させていただきます。

続きまして、今回の公募に対する申込み状況でございます。こちらでも1者のみでございました。

続きまして、3番、指定管理者選定委員会についてでございます。こちらについても、先ほどと同じ選定委員会の中で同日に開催させていただいたところでございます。

続きまして、④の選定結果についてでございます。指定管理者候補者として葛城市太田1257番地、株式会社道の駅葛城を候補者として選定いたしました。審査点につきましては、780点満点中、530点でございました。指定管理者候補者、収支計画、事業計画の概要等につきましては、先ほどと同様に、株式会社道の駅葛城の申請書類の写しをつけさせていただいております。

続きまして、⑤番、基本協定書（仮協定）でございます。こちらでも、現在、株式会社道の駅葛城と当協定書により仮協定を締結しておりまして、その写しをつけております。こちらにつきましても、議決をいただきましたら、仮協定が本協定になる旨を示した基本協定書となっております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本2議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしくお願いたします。ちょっと声がかすれております。お聞き苦しいところをご容赦お願いたします。

さて、議第59号及び議第60号ですけれども、共通した質問をさせていただきたいと思ます、最初にですね。

1つは、先ほどありました募集に当たって何者の応募があったかということで、それぞれ1者のみだということでありました。そこでお伺いしますが、指定管理者制度の場合、提案書というのがあって、それで選定するわけですが、これは総務省などの通知で、広く指定管理者を募集し、民間から様々な提案書をいただくことが、指定管理者制度の大きなメリットであるというふうに言うわけですね。ところが、たったそれぞれ1者ずつと、全国いろいろ道の駅事業やっているわけですから、これ一体、応募者を増やすために、どのような取組を葛城市がやってこられたのか。このことについてお伺いします。

2つ目はそれと関わって、周知の方法、ホームページでとありましたけれども、周知の方法をどのように工夫されてきたのか。広く応募するための周知の方法、広く募集するための

周知の方法、どういうことをやっておられたのか、これについてお伺いします。

3点目、要求水準書というか、協定書でもいいんですけども、これまでやってこられた道の駅の募集と今回、今回の応募に当たって何らかの大きな選定基準なり、要求水準書なり、大きな変更があったのかどうか。これまでどおりの募集内容であったのか。これについて3点お伺いします。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。ただいまの谷原委員さんの質問でございます。

まず1点目、応募者を増やすためにどのような取組を行ったかというところでございます。こちらにつきましては、ガイドラインに基づきまして、今まで以上に応募期間を長く取らせていただいたというところで、期間も広げまして、皆さんに周知させていただくことが、今まで以上にできたのかなというふうに考えております。

また、どのような周知の方法にしたのかというところでございますが、こちらにつきましては、ホームページのほう、周知というようなところで公平性といいますか、それ以上、特にホームページ以外での周知というのは行っておらないところでございます。

あと3点目、要求、今の水準的なところで大きな変更があったのかというところでございますけれども、こちらについては、基本的に大きな変更というのではないところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 最初に申し述べましたように、指定管理者制度を直営ではなくて、民間の指定管理者を指定してやる場合、やっぱり民間の様々な創意を生かすということが、この制度の根幹であります。ですから、なぜホームページだけなのか。いろいろ道の駅、県内でもいろんな業者やっておられますよ。働きかける、提案書を出してもらう。出さない場合もありますよ、いろんな事情もあってね。でも、声かけぐらひはすべきやっと思うんですけども、そこら辺の判断はなぜホームページに限られたのか。これだけで大勢の募集があるというふうに考えられたのか。この点について再度確認したいと思います。

それから、これまでどおりとあまり変わらないということですけども、これは募集段階ではっきりしてなかったらもうそれは結構なんですけども、例えば道の駅かつらぎの場合は、やっぱり市内の事業者に対して、様々な売上げも含めて、市内の方々にもうけていただくということがあったと思います。市内の農産物の販売割合、市外、県外との割合、こうしたものは、要求水準書なり協定書の中に、こうしたものがあったのかどうか。これについて、あったかないかということだけなので教えていただきたいと思います。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 応募についての内容でございます。委員おっしゃられるように、各事業者からの問合せ等はいただいております。また、我々のほうもどういう事業所があるのかというようなところで、県内の道の駅等で委託されている事業者というのは、いろいろ調べさせていただいた経過もございます。ただ、おっしゃられる働きかけというところについては、なかなかこの場でどう回答させていただいたらいいのか、あれなんですけども、一応業

者については、我々もいろいろ調べさせていただいたというところでございます。

あと、委託農産物の割合等の部分でございますけど、そちらは、協定書の仕様書のほうには記載しておりません。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 最後のところの、市内、市外の販売割合、これ記載してないということでありますけれども、これは今後のことになろうかと思えます。発足当初のことがありますので、今これが非常に大きく崩れているふうに聞いています。これについても、また今後のことでもありますので、これは今回はないと。これまでもなかったということになると思いますが、今回もなかったというふうに承知しました。

意見ということになりますけれども、農畜産物処理加工所につきましては、これは地域性というのがあるので、これは私は致し方ないかなと思えます。指定管理についても、今回ほかの議案で出ていますけれども、例えば地域のコミュニティセンターとか、こういう地域性の強いところは、1者だけということもあり得ようかと思えますが、例えば道の駅というふうに広く多くのところでやっておられる場合は、その提案を広く受け取ることが、新たな発展につながることもあって、これは積極的に今やっておられる業者調べられたということですが、案内だけはできるじゃないですか。案内をこういう今公募していますと、ぜひご提案くださいと。調べたんだったらその案内ぐらい送ったらどうだったでしょうね。私、これもう1者ありきじゃ駄目ですよ。1者ありきじゃ。これ指定管理者制度の趣旨に反する。このことだけ言っておきます。

吉村委員長 ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。そしたら、両方一緒なんですけど、聞いていきたいと思えますけど、これ既存の事業者さんが2者、1者ずつ応募されているということなんですけど、これでまた、新たな何か提案というのがあったかどうかというところを教えてくださいたいのと、コロナ禍以降、令和5年以降、両方なんですけども、売上げと来場者数を、その推移を教えてくださいたいというところと、あと、市内でやっぱり雇用の創出というところも、これだいぶ寄与していただいていると思うんで、その辺の雇いをどれだけまた新たに創出、これ明日香村とも今商工会のほうとかもいろいろと協働してやられていると思うんですけど、市内の雇用の創出というところでどういうふうな形で寄与されているかというのをお聞かせください。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。ただいまの質問でございます。

それぞれの提案内容というところで新しくどういう提案があったかというようなところなんですけども、基本的には、今現状推し進めているものを更に進めるというようなところが基本ベースにはなってくると思えますけども、例えば「當麻の家」さんのほうの提案といたしましては、具体的に言いますと、今後、提案書にも載っていたかと思うんですけども、キ

クイモのチーズケーキを今後商品化されたり、あと畑の八百屋さんというような形での取組、地場産の農家が作ったものを要は個人で刈取りまで、収穫までしてもらおうというようなところでのイベントの企画等を今後考えられているというような提案等がいただいたところでございます。

あと、道の駅かつらぎにつきましては、やはりしあわせの森公園というところがありますので、その辺の活用というのを今後も更に進めながら、様々なイベント等に取り組んでいきたいというようなところ、また、防災の拠点としても今後は一層、考えていきたいというようなこともおっしゃられていたところでございます。

あと、入場者数のほうでございます。こちらは数字を挙げさせていただければいいかと思うんですけども、まず農畜産物加工所につきましては、例えば令和4年度から申し上げますと、客数は18万5,900人、令和5年度は18万4,000人、令和6年度は18万8,000人と、ほぼ横ばい、やや増というようなところもあるところでございます。あと道の駅かつらぎのほうにつきましては、令和4年度が50万1,000人、令和5年度は51万4,000人、令和6年度は53万5,000人というようなところで、こちらは着実に数字は増えていっているところでございます。

あと、雇用の創出というところでございます。こちらにつきましては、市内、市外の雇用の割合というようなところで聞いておるところで申し上げますと、「當麻の家」のほうでは、雇用は約50名いらっしゃる、48名中25名というようなところで市内の方がいらっしゃる。あと、道の駅かつらぎにつきましては、現時点で60名いらっしゃるんですけど、そのうち50名が市内の方の雇用があるというようなところで、市内の雇用についても積極的に進めていただいているところかなと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 あと、委員が売上げについても聞かれてたと思いますが。

山岡農林課長 売上げでございます。こちら令和4年度から申し上げます。農畜産物加工所につきましては2億3,733万円、令和5年度につきましては2億3,701万6,000円、そして令和6年度につきましては2億4,553万1,995円の売上げとなっております。

続きまして、道の駅かつらぎでございます。こちら令和4年度から答えさせていただきます。令和4年度は13億2,063万4,000円、令和5年度は13億8,339万9,000円、令和6年度は14億6,864万4,000円というようなところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 新たな提案というところで、「當麻の家」のほうとかでしたら体験型の畑をやられて、畑で収穫までされるとか、クイモのチーズケーキといろいろ本当に体験型というか、そういうところで重視されていって、そういう顧客を獲得しようかなというようなことが見えました。しあわせの森公園、道の駅かつらぎのほう、しあわせの森公園、これもいろいろと芝桜まつりとかいろいろとイベントもしていただいておりますので、集客も僕も見させていただきましたけど、集客もかなり増えてきているというところでございます。道の駅のほうのし

あわせの森公園のほうには、もうちょっとやっぱりしっかりと手を入れていかなければいけないなど、これは課題でもありますし、そこはもっとこれから、これ市のほうももしっかりとしていかなあかんのかなと思います。それはそうですけど、これあれですね、やっぱり売上げと来客数、「當麻の家」のほうは、ずっと平均的にずっと大体一緒ぐらいのペースで来られていますけども、道の駅かつらぎは結構やっぱり毎年1万ずつぐらい来客数も増えて、もう売上げに関しましても、ほぼほぼ15億に手の届くところに来ているのかなと思います。順調に伸ばしていただいて、これ本当にありがたいことかなと思っておるところでございます。聞かせていただいてね。

もう1個、売上げとかに関してはいいんですけど、市内の雇用の創出なんですけど、これは道の駅かつらぎは60名で50名ぐらいは市内の人と。「當麻の家」は48名で25名市内の人と。これは増えているんですかね。葛城市内の人が働く人がね。それが教えていただきたいなと思っているんですけど。順調に増えてんねやったらいいかなと思うんですけどね。分かるんやったら答えていただきたい。

吉村委員長 そうですね。推移のデータとかはつかんでおられるんですかね。

山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

ただいまの現時点での人数は確認はしたんですけども、推移というところでは、数字のほうは確認取れておりませんが、ただ地元の採用というところでは、積極的に進めていただいておりますので、基本的にその部分については気にしながらの採用というようなところで対応していただいているところかと思えます。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 またそのデータも1回調べておいていただいて、やっぱりこの雇用の創出というところがやっぱりもともとそこに事業所、道の駅かつらぎにしたって、「當麻の家」にしたって、市内の雇用の創出というところが大きいと思います。これは葛城市の課題でもありますけど、いろんな企業が来ていただいて、葛城市内の雇用の創出というところがやっぱり目的のところもありますので、そこに関しましては、またデータのほうを教えていただきたいなと思います。

以上です。

吉村委員長 雇用の創出につきましても、売上げ、来場者と同じようにやっぱり非常に重要なことだと思いますので、推移しっかりとそれはまた出して、委員会のほうに報告、お願いをしたいと思います。

ほか、ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 おはようございます。「當麻の家」の特徴っていいですか、持っているいいところっていいですか、ほかの道の駅にないということを言うと、ここの名前にも書いていますように、農産物処理加工施設とこういうふうに書いています。非常にほかにもないといえますか、製粉

をする機械が備わっているとか、非常にこういうもので、新たな商品開発ができるみたいな、ベースになる機械が備わっているというふうに私は認識をしています。それが特徴であって、そこからいろんな特産品が創出できるというふうに非常に期待している機械なんです。私の知り合いの方もウコンを作られて、ウコンをパウダーにする。それはあちこち探してんけども、結果的に「當麻の家」しかなかったということですね。非常にそういう機能を持っているということで、この辺に限らず広い範囲で「當麻の家」の農産物加工能力というものを評価していただいて、非常に私も誇らしく思ったんです。道の駅かつらぎについても、非常に厨房の機器等が備わっていて、いろんな加工する、調理する装備が整っているよと。こういうことも、オープン当初にいろんな現場の説明聞かせていただいたときに説明を受けて、そうなんだと。だからいろんなお店が並んで、厨房でいろんなものを作っている。指定管理募集要項の中に見えないんです、私。私、見えないということは、恐らく募集しようとする方も、こんな機械があるんだったらこんなことをしようという、どっちも1者の方々は、この機械があるというのはご存じで、有効に活用されているというのは分かるんですよ。ところが、この募集要項の内容であれば、問合せがあって、もう少し詳しくどんな機械があって、どんな加工ができるんですかねみたいな、いろんな問合せで応じるというのは分からなくてもないんですけども、そういうことがあったかどうか私も聞きたいんですけども。これ決算書の公有財産のところを見ても、道の駅が持っておられる施設の中の明細の中に、一式とかって書いているので、分からないんです。私は、こういう機会ですんで、いろんな、こんなもんもこんなもんもあるよというのを少しオープンにしたら、もっと谷原委員がおっしゃっているように競争原理が働くかなと。というふうに感じたんです。知る人ぞ知る装備では、少し競争原理が働かないような、そういう募集要項になってはいないのかなという懸念をしているんです。私はもっとああいう機械があるんですよと、こういう活用もできますよというものを、もっともっと多くの方に知っていただくいい機会じゃないかなと。こういうふうに思うんですけども、いかがでございますか。

吉村委員長 これにつきまして、施設の機械の問合せとかがあったのかも含めてお答えいただけたらと思うんですけども。

山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

ただいまの増田委員おっしゃられた粉末の機械ということで、こちらは「當麻の家」等にも聞かせていただきましたら、県内にもなかなかこういう機械がないというのも聞いておまして、県内各地からこの機械を使ってというようなところもお話を聞いておるところでございます。ただ、こちらのほうの事業につきましては、自主事業というようなところの中で、やはり事業者の創意工夫の中でやっていただいている内容となりますので、今回の募集のところにつきましては、自主事業については、事業者のほうにお願いするというようなところになってくるのかなと思っておるところでございます。それぞれやられている事業につきましては、我々も把握しながら、周知できるところは周知していければと思っております。

以上でございます。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 私の認識と山岡課長の認識とずれてたら確認したいんですけども、指定管理者が管理できる施設の中に備品として、そういう加工処理機械も入ってるんですよね。自主事業ということで、その機械を使っているいろんな工夫をされているというのは「當麻の家」さん、非常に先ほどのキクイモをパウダーにするとかということ、活用されているというのは分かるんです。ただ、募集するに当たって、使える備品というのがこっだけ備わっていますよという、そういう案内といいますか、募集要項の中に見えてないんじゃないかなというふうに感じたので、そこんところなんです。

吉村委員長 これについて確認ということですので。

山岡課長。

山岡農林課長 ただいまの自主事業という、自主事業といいますか、備品自体はこちらで用意しているものということの中で、その使い方という意味合いでは、私先ほど言うた部分とは違うのかも分からないんですけども、加工施設にある備品というようなところで、その辺はまた今後、部署、募集要項なりでどういう形で進めるのかというのを考えたいと思います。

以上でございます。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。そういうことも資料、詳しい資料として、誇れる施設やというアピールも、こういうところである必要があんのかなというふうに思います。また、次回の指定管理者になられた方につきましては、立派な機械備わっていますんで、もうそれをフルに活用していただいて、また新たな特産づくり、お願いをしておきたいと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 私、葛城市農畜産物処理加工施設の事業実績が載っていて、令和6年度の収支実績の中で、経常利益がマイナス200万余りになっているんですけども、それから、収支予算書では、かなり積極的に売上げを上げていくというか、のが出ているんですけども、その差の中で、これから何かしていきますよというプランというかアイデアは、ここにも書いているんですけども、何か市として、マイナスからそういうふうに、いきなりプラスになっていくという段階で、提案がいっぱい、こうやっていきますよという提案が出てたんですけども、信頼というか、大丈夫だというふうに思われた、言えば提案、ここは大丈夫だろうって思われた提案はどれなのかというのをお聞きしたいのと、それから、先ほど増田委員もおっしゃったように、加工所があるので、六次産業化というのはすごく期待される場所なんですけれども、今現在、加工所で加工されている商品がふるさと納税で葛城市が扱っているかどうかを教えてくださいたいのと、あと道の駅かつらぎが、私、まだ議員になって4年なのでその以前のことは調べきれないと思うんですけども、補助金の関係で、成果配分とかが取れないという、市のほうに入ってこないというのが、来年度から5年間、指定管理を契約して、その次からはその縛りがなくなるのではないかなというふうに私は理

解しているんですけど、その理解でいいのかどうかというのを教えてください。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

ただいまの「當麻の家」の提案内容で、今後どういうふうにして市として考えられたというところでございますが、まずはやはり1つ、今まで長年指定管理としてやっていただいた実績というところでは信頼して、継続していただけるのかなというふうに思っております。赤字の分につきましては、やはりこの物価高騰等で、あそこ「當麻の家」の加工品等でしたら、米を使うものが多いというようなところの中で、やはり物価高騰の影響というのは受けているようなところもあり、また人件費等においても、やはりこの高騰の中で、なかなか経営としては難しいところも出てきているところもあるんですけども、そこにつきましては、いろんな新しい事業の開発、また、事業の整理等において、今後進めていただけるというところなので、我々も安心してお任せできるものじゃないかなと思っております。

続いて、ふるさと納税の品でございます。こちらにつきましては、まず「當麻の家」につきましては、基本的には加工施設というところの中で、この加工施設にちなんだ物品のほうを提出されていると。今でしたら、奈良漬け、白ウリ、キュウリというものを出していただいているようでございます。以前は、米とみそのセットというようなものも出していただいていたんですけども、そのときそのときの仕入れ状況等によって、物品のほうを扱っておられるみたいで、と聞いております。

また、道の駅かつらぎのほうにつきましては、こちらはいろんな事業所から仕入れたものを道の駅かつらぎとして扱って、ふるさと納税の物品として扱われているというようなところでお聞きしているところでございます。

あと最後、成果配分についてでございます。こちらは、以前から一般質問等でお答えさせていただいている中で、こちらにつきましては、道の駅かつらぎが、社会資本整備事業総合交付金というようなところで整備された施設でございますので、基本的には成果配分というのはずっとこの先も受け取れないというような理解をしておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。物価高騰とか人件費で赤字が出たということで、これから事業開発いろんなことを、私も提案書を見せていただいて、いろいろこれからもやっていただけるのかなというふうには思ったんですけども、二上山ふるさと公園があつて、もうすごい立地的にはすばらしいところだと思うんですけども、過去、私、指定管理をどれだけやってらっしゃるのか調べてないんですけども、長くやってらっしゃるのに、今現在あまりできてないというようなことが連携、ふるさと公園と「當麻の家」の、言えばコラボ的なこととかイベントとかが、なかなか目に見えて、私の中ではですよ、できてないのかなって、これからやっていかれるのかもしれないけれど、過去にできないものをこれからすごい頑張ってやらないといけないんじゃないかなというふうには私は思っていますので、本当に本気出して、本当にポテンシャルの高いところだと思いますので、頑張ってくださいなという

ふうに思いますが、あと、ふるさと納税に関しては、奈良漬けとかというのを出していらっしやるということなんですけども、もうちょっと葛城市でないと駄目なブランドみたいなものも積極的に開発していただきたいなというふうに思います。それと、大和野菜、何かそれも書いてあったんですけど、宅配かな、野菜の宅配の業者として、その「當麻の家」の指定管理者の方が入ってらっしゃって、それも積極的にやっていくというお話も出てたんですけども、調べてみると、なかなかそれが事業にうまく乗っかっていないような印象を受けたので、それも本当にマイナスからプラスにするためには、かなり頑張っていたかかないといけないのかなというふうな印象を持っています。

今後も成果配分は取れないという認識で、課長がおっしゃった通りなのかなと思ったんですけども、私、過去の会議録を見たときに、その当時の部長が、その当時なんで令和2年なんで、10年後にはその縛りがなくなるので、それを考えていかなければいけないみたいな答弁をされてたので、私はちょっと誤解して、そういうふうに今質問させていただいたんですけど、それは誤解であるというふうに、もう一度答弁いただいでいいでしょうか。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

以前答弁のほうでそういうことがあったというところなんですけども、我々のほうにおきましては、この交付金で整備されたものについては、成果配分を受け取れないような要件になっておるといふようなところで理解をしておるところでございます。

以上です。

吉村委員長 答弁は変わってないということですね。

柴田副委員長。

柴田副委員長 そのように理解しました。道の駅も本当に道の駅かつらぎも、本当に可能性を秘めた、今でも売上げはどんどん伸びているんですけど、その周辺も巻き込んで頑張っていたかいたいなというふうに思っております。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

山岡課長。

山岡農林課長 少し訂正がございます。先ほど売上げの金額のところ、私、「當麻の家」の売上げでございますが、こちらの令和6年度の売上げといたしまして、2億4,553万1,995円とお伝えしておったんですけども、事業実績のほう、募集要項の13ページ、こちらに事業実績載っております、売上高、こちらのほうには1億9,758万3,000円とあります。こちらは、実は令和6年度に会計のやり方を変えられたというところで、大きく言いますと、要は出荷者の出荷される農産物の売上げを今まで全部売上げとして上げてたんですけども、いわゆる手数料分、「當麻の家」が取られる分だけを令和6年度から上げるというようなことになりました。この数字だけの見た目でしたらちょっと売上げは落ちているような形なんですけども、先ほど一番最初にお話しさせていただいたのが、今までの計算ベースで計算したときの売上げベースのこととということ、2億4,553万1,000円のほうをお伝えさせていただきましたので、表記とは若干数字は異なっておりますけども、内容としてはそういうことでござい

ます。よろしくお願ひいたします。

吉村委員長 分かりました。会計のほうが変わりましたけれども、この経緯を示すために同じ計算方法でお答えいただいたということで、承知しました。

ほかによろしいですかね。

奥本議長。

奥本議長 先ほど柴田副委員長から質問ありました成果配分の件に関するところなんですけども、社会資本整備総合交付金のところなんですけども、これっていったら交付期間というのがたしかあったかと思うんですけども、受けてしまったらもうそれはそれで完了という、もう完了になっているわけですか、今のところは。まずそこが完了になっているかどうかというの。

もう一つ聞きたいのは、例えば、これをもう一旦返してしまうと仮定したときに、返してしまったら、指定管理事業者から成果配分もらえる形になるんですけど、その辺の金額というのを1回計算されたことあるのかどうか。もし計算されているのであれば、それどれくらいの金額なのかというのをお聞きしたい。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

先ほどの社会資本整備総合交付金につきましては、これは一旦こちらで整備するとなりますと、原則何年たってもこの事業で行われているというものなので、その建物の性質は変わらないというところで、今後も変わることはないというようになっております。

また、これを返したといいますか、様々な計算方式につきましては、いろんな想定はしておるんですけど、今数字としてなかなかお答えできるような資料は整っておらない状況です。

以上でございます。

吉村委員長 奥本議長。

奥本議長 多分そういうお答えだと思ったんですけども、これ、事業認定、返還という言葉が適切かどうか分からんけど、一応そういう規定は国のほうにあるみたいなんです。だから、1回それ計算していただいて、仮にそれをもう交付金を返すんであったらどれくらい必要なかという計算しておいたほうがいいと思いますよ。そうしないと、やはりこの辺の成果配分もらえないということは、いろんな市民の方から、なぜや、なぜやという話はやっぱり聞いております。当初そもそも道の駅つくるに当たって、その辺を見込んでたという経緯もやっぱりありましたんで、1回こういうケースだったらこうなりますというのをい出して、やっぱり、それと今現状比較したら、現状のほうがいいですよというのであれば、みんな納得しますんで、その説明は必要だと思いますので、1回調べておいてください。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 いないようであれば、これより討論、採決に入りますけれども、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第59号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 討論ということですが、一括質疑になりましたので、私は議第59号については賛成しようと思んですが、一括質疑の中で誤解を与えたらあかんで、少しだけ説明をさせていただきます。

葛城市農畜産物加工処理施設については、先ほど柴田委員がおっしゃったように、農業の六次産業化の大きなうねりの中でできた施設です。六次産業化というのは、例えば農家が自ら作ったものを加工して販売すると。ところが、例えば、私、農家ですが、作った野菜を自分の家で漬物にして販売することはできません。加工所があるんです。衛生基準を満たしたね。ところがそれを農家が、それぞれの農家が負担することが難しいので、葛城市が地域農業を盛り上げるといって、当麻のほうにつくられたと。だから、補助金についてもそういう補助金だし、だから、もうかることが前提でないで、指定管理料もお支払いしているし、そこで利益が上がれば、成果配分としていただきますという運用になっており、私はこれで地域において非常に大きな役割を果たしているし、地域性があるので、1者であっても私は致し方ないと思っています。むしろそういうもんだと。これは地域の公民館と同じように。だから、道の駅となっていますけど、ふたかみパーク道の駅というのは後からになっているわけで、この施設そのものの性格はそういう性格ですので、一緒に議論されたので誤解があるのであれですが、私はこれについては賛成しようと思っています。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 議第60号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、反対の立場から討論いたします。

反対理由の1つ目、指定管理者制度につきましては、広く民間事業者の創意を生かすという形から、広く提案を求めるのがこの指定管理者制度の趣旨であります。ところが、ホーム

ページで案内しただけで、県内でも多くの、あるいは全国でも多くの業者が指定管理を受けている。少なくともそこに案内すべきだ。提案を受けて、私は今の道の駅かつらぎ、株式会社道の駅葛城が受けてもいいと思っているんですが、そういう提案があつてこそ、今後、市の施設として生かされるわけで、そういう努力がなされないまま、1者になったというのは非常に残念であるというふうに言わざるを得ません。

2つ目、これは私は一般質問で繰り返し取り上げてまいりましたけれども、道の駅かつらぎは成果配分をいただくということで、議会の承認を受けて、これは発足しております。市民の方もそう思っている。ところが今、途中でそれができないということで、これ大変な信義違反ですよ、市民に対して。いまだにもうけている、もうけている、売上げはこれだけある。市に全く還元がない。じゃ、修理費、これは全部持つことになっているけど、確実に持つような保障がない。こんなことでいいのかと。それについて大きな改善とかということも、今回の募集であったわけでない。これはとても認めるわけにいきません。

以上2点の理由から反対いたします。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

西川委員。

西川委員 私は、議第60号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど僕の質問でも聞かせていただいたように、売上げについても順調に伸ばしていただいておりますし、雇用についてもかなり多く創出していただいております。募集のことにしましては、ホームページでやられているので、僕はこれかなり広くやられているんじゃないかなというふうには、ホームページいうたらもう全世界に行きますんで、そういう形でやられているんじゃないかなというふうには感じておりますし、これを更に更にやっぱりしあわせの森公園等も活用も含んで、葛城市、今からまだ葛城インターチェンジエリア周辺のまちづくりというところでも寄与していってもらわなあかんし、リムジンバス等もしっかりと関空直結というところで、葛城市を盛り上げるためにあそこは必ず発展させる場所であるというふうには考えておりますので、引き続き指定管理のほうしていただきたいなというところでございまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第60号の議案を採決いたします。

議第60号議案について賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村委員長 起立多数であります。よって、議第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りをいたします。

議第62号及び議第63号の条例の一部改正の2議案につきましても、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第62号及び議第63号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

議第62号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び議第63号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

まず初めに、改正理由でございます。令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項が示されたことに伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度を拡充する地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布され、令和7年10月1日から施行されます。また、部分休業の多様化関係及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、人事院規則の一部を改正する規則は令和7年4月25日に公布され、令和7年10月1日から施行されます。これに準じ、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び葛城市職員の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。

続きまして、改正内容についてご説明申し上げます。お手元に配付しております資料をご覧くださいと思います。葛城市職員の勤務時間……。

吉村委員長 資料16ですね。

高垣企画部長 勤務時間、休暇等に関する条例、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備でございます。仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、妊娠、出産の申出をした職員に対しては、出生時に利用が想定される両立支援制度の周知、意向確認、配慮を行うこと。3歳に満たない子を養育する職員に対しては、その子が1歳11か月から2歳11か月までの1年の期間に育児期に利用が想定される両立支援制度の周知、意向確認、配慮を行うこととされました。

続きまして、葛城市職員の育児休業等に係る条例、部分休業の取得形態の多様化でございます。改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律では、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度の拡充を行うものとして、部分休業の取得形態の多様化でございます。現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲の形態が設けられました。これに伴いまして、職員は次の2つの形態のいずれかを選択して取得することができます。

1つ目は、現行の1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと。これは第1号部分休業として規定します。

2つ目は1年につき10日相当の勤務時間の範囲内で勤務しないことを新たに設けまして、第2号部分休業として規定します。なお第1号部分休業と第2号部分休業の形態の変更は、特別の事情がある場合に限り可能です。また、第1号部分休業を請求する場合について、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能としていた取扱いが廃止されます。改正内容の説明は以上でございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして、該当箇所をご説明申し上げます。議第62号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。1ページから2ページをかけてご覧ください。第15条、介護休暇でございます。今回の改正により生ずる条ずれに対応するものでございます。第17条の2、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の追加でございます。子の年齢に応じた仕事と育児の両立支援制度等の周知、意向確認、配慮について規定いたします。第1項では妊娠、出産の申出をした職員に対し、第1号においては、出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置、第2号においては、出生時両立支援制度等の請求、申告または申出に係る申出職員の意向を確認するための措置、第3号においては、子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して発生する職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置を講ずる規定を設けるものでございます。第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対し、第1号においては、育児期両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置、第2号においては、育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置、第3号においては3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置を講じる規定を設けるものでございます。第3項は第1項第3号または第2項第3号の規定により、確認した意向に配慮する規定を設けるものでございます。

新旧対照表の3ページ中ほどをご覧ください。第17条の3、配偶者が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等でございます。追加した条に略称規定を設けたことによる文言整理と条の追加により繰り下げるものでございます。第17条の4、勤務環境の整備に関する規定でございます。条の追加により繰り下がるものでございます。

最後に、新旧対照表の4ページをご覧ください。附則でございます。附則第1項といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行します。附則第2号では経過措置としまして、施行日前においても、改正後のこの条例の規定の例により、両立支援制度の周知等に関する措置を講ずることができるものいたします。

次に、議第68号、葛城市職員の育児休業等に係る条例の新旧対照表をご覧ください。

まず、1ページ目です。第1条、趣旨でございます。引用している法律の改正に伴う改正を行うものでございます。第17条、部分休業をすることができない職員でございます。部分休業をすることができない職員の考慮要素として規定されていた勤務日ごとの勤務時間を削る

ものでございます。

次に、1ページから2ページにかけてをご覧ください。第18条第1号、部分休業の承認でございます。第1項では現行の部分休業において、勤務時間の始めまたは終わりとしていた取扱いを廃止し、第1号部分休業と規定します。第2項及び第3項は文言整理でございます。

新旧対照表の2ページから3ページにかけてをご覧ください。第18条の2、第2号部分休業の承認の追加でございます。新たに設ける第2号部分休業について規定するもので、第2号部分休業の承認は1時間を単位として行うものとします。ただし、第1号で規定する1日の勤務時間全てについて、第2号部分休業を請求した場合、または第2号で規定する第2号部分休業の残時間数が1時間未満の端数となった場合は、例外的に分を単位として承認することができます。

第18条の3、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間の追加でございます。育児休業法第19条第2項で条例委任された部分休業を請求する1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までと規定するものでございます。

第18条の4、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間の追加でございます。この条は育児休業法第19条第2項第2号で条例委任された第2号部分休業の時間を規定するものでございます。第1号で非常勤職員以外の職員は、1日の勤務時間7時間45分の10日分である77時間30分と規定し、第2号で非常勤職員は、当該非常勤職員の勤務日、1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間と規定します。

次に、新旧対照表の4ページをご覧ください。第18条の5、育児休業法第19条の第3項の条例で定める特別の事情の追加でございます。第1号部分休業と第2号部分休業の形態の変更ができる特別の事情について規定するものでございます。配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他第1号部分休業または第2号部分休業の申出に予測することができなかつた事実が生じたことにより、部分休業の形態の変更をしなければ、同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とすると規定するものでございます。第19条、部分休業をしている職員の給与の取扱いでございます。部分休業についての文言整理でございます。

最後に、新旧対照表の5ページをご覧ください。第20条、部分休業の承認の取消し事由でございます。第3項変更、つまり、第1号部分休業と第2号部分休業の形態の変更の申出をしたときを部分休業の承認の取消し事由として規定するものでございます。附則でございます。附則第1項といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行し、附則第2項では経過措置として、この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の承認の請求をする場合における時間は、条例第18条の4第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする旨を規定するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本2議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 人事院勧告に準じて、育児時間、育児休業について、働きやすい職場にしていくために必要な改正だと思いますが、この点についてちゃんと運用できるように、どうなっているのかということについてお聞きします。1つは、制度の確実な運用のために、新たな人員確保等発生するのかどうか。その場合は予算に関係することでありますから、これが一体どういう状況なのか。最初のほうは周知だから、62号のほうは周知だから、特に言うことないと思うけれども、周知徹底したらその分数が上がれば、必要な人も増えるかも分からんけども、63号のほうははっきりとしたことがありますので、予算、人員確保も予算がどうなるのかということについて、お伺いいたします。

森本人事課長 森本人事課長。

人事課の森本でございます。よろしくお伺いいたします。

予算の確保についてということですが、職員のほうから、育児両立支援の申出があった場合、各課のほうで検討していただいて、必要に応じて原課のほうで会計年度任用職員に係る予算のほうを要求していただくというふうに考えております。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 原課のほうから、必要な会計年度任用職員について要望を出していただくということであろうかと思えます。実際に育児休業に入る人が増えたら、当然そのための措置が必要だろうと思えますので、分かりました。

続いてですけれども、問題は、これまで正職員の方で比較的経験を積んだ方が、結局職場からいない時間が増えると。その分、会計年度任用職員さんに充てるということになるんですが、要は職場における仕事の継続性、安定性という観点から、どのようなことを考えておられるのか。このことについてお伺いいたします。先ほど言ったのは人の手当てをすると。だけど、人の手当てにとどまらない、要は質、行政サービスの質、これが低下するんじゃないかということが当然懸念されますので、それについてどのようにお考えかお聞かせください。

吉村委員長 森本課長。

森本人事課長 人事課の森本です。よろしくお伺いします。

質の確保というところなんですけども、各課のほうで所属において適宜こういった制度の申出があった場合、業務内容ないし分担の見直しを実施していただいて、質のほう高めていただいて、ふだんのほうにおきまして、係替え等、ふだんから業務内容の共有というのをふだんから図っていただいているというところでございます。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 これは意見として申し上げておきます。葛城市は正職員よりも会計年度任用職員の人数が多い、そういう市になっております。行政水準について市民の方からいろいろクレームを議員は聞くことがあります。全然職員、説明ちゃんとできへんんじゃないかと。どないなっ

だ、葛城市は。この行政水準をやっぱり維持するというのは、高めていくというのは、やっぱり市民サービスで非常に重要なんです。私は育児休業が必要だと思いますよ。でも、そのために会計年度任用職員、先ほど努力されていると言うけれども、例えば人事異動が激し過ぎる。これ市民の方からもいろいろ聞いている。ほなら、ちゃんと継続できないまま、ちゃんと答えてくれない。私、これ会計年度任用職員の方、増えていかざるを得ない理由がある。だけど、それで行政水準を保とうとすれば、やっぱり人事異動も含めて、行政の継続性、安定性、もうちょっと葛城市考えていただきたいということで、ご意見申し上げておきます。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 この条例なんですけど、条例が適用されない職員さんというのはいらっしゃるのかどうかと、それから、管理職という立場の方は、これは適用されるのかどうかというのを聞きしたいのと、1年につき10日間相当のなんですけれども、これって取得理由とかというのは明確にしないといけないのかどうかというのを教えてください。

吉村委員長 管理職と、それから。

森本課長。

森本人事課長 人事課の森本でございます。よろしくお願いたします。

まず、条例の適用されるかどうかなんですけども、管理職も含めて全ての職員に適用されます。また、第2号部分休業の要件なんですけども、小学校就学前の子どもさんを養育するために必要な事由ということになりますので、その内容は言っていた上で、部分休業を取得するという形になります。

以上です。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 全ての職員さんに適用されるということで理解しましたが、10日間の取得の、もちろん未就学児をお持ちの保護者の方だと思うんですけれども、具体的に別に、入園式に行くとか、卒園式とか、そういったことがあるのか、あと、病気のとときとか、いろいろ、私も調べたら、予防接種とか健康診断とか、感染症に伴う学級閉鎖のとときとかに休めるということなんですけど、例えば運動会とか、言えば、授業を見に行くとかというのものもあると思うんですけど、そういったものというのは含まれるのかどうか教えてください。

吉村委員長 森本課長。

森本人事課長 運動会等、子の養育のために必要ということであれば認められる、部分休業は認められるというところになっております。

以上です。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 理解しました。ありがとうございます。

吉村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第62号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第62号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第63号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第63号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第64号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

内蔵財務部長。

内蔵財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の内蔵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となっております議第64号、葛城市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本市税条例におきまして、所要の改正を行うものでございます。主には市民税と市たばこ税に係る改正でございます。改正概要につきましては、市民税では、大学生年代の子等に関する特別控除の創設に伴う規定の整備、また、市たばこ税では、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う規定の整備でございます。詳細につきましては、新旧対照表と資料を用いまして、高松税務課長から説明をいたします。

吉村委員長 高松税務課長。

高松税務課長 おはようございます。税務課の高松です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、葛城市税条例の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。データで配付しております資料番号17の税条例の資料と新旧対照表に基づきまして、ご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料のほう、1ページのほうをお願いいたします。条例改正の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が、これまでに各年度ごとに税制改正に伴いましてそれぞれ交付されておりました、施行期日に合わせて税条例の改正が必要なものからその都度順次、条例改正を行ってきておるところでございます。今回の主な改正点は、先ほど内蔵部長が申しましたとおり、市民税と市たばこ税の内容となっております。

次に、税条例改正の新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表の左側が改正前、右側が改正後となっております、赤字の部分が改正箇所となっております。

なお、税制改正に関する条例改正の内容につきましては、国のほうから通知のありました準則どおり改正しておりますので、ご承知おき願います。

それでは、まず、市民税に関する部分でございますが、新旧対照表で申しますと、1ページから9ページまでの部分が、市民税の改正の例規の整備となっております。内容につきましては、令和7年度の税制改正におきまして、いわゆる年収の壁への対応としまして、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の対策の観点から、給与所得控除の見直し、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額に係る要件等の引上げ、そして、大学生年代の子等に関する特別控除、特定親族特別控除の創設が行われました。これらの税制改正のうち、市民税に関する税条例の改正が必要な事項としまして、特定親族特別控除の創設に伴う例規の整備となっております。

それで、資料のほうの2ページのほう、こちら、大学生年代の子等に関する特別控除の創設というグラフを表示している分です。こちらにつきましては、令和7年度の税制改正の説明会の資料を基にして作成したものとなっております、中ほどのほう、特定扶養控除と特定親族特別控除の対象と記載がございます。まず特定扶養控除につきましては、給与収入123万円以下である19歳以上23歳未満の扶養親族を指しております、改正前で申しますと、給与収入103万以下となっております。下の控除イメージのほうご覧ください。縦軸のほう、親世代、子ども等を扶養している納税義務者の控除額を記載しております。横軸につきましては、扶養している子どもの収入金額、給与収入のほうを記載しております。

まず、横軸のほうの103（48）改正前というところでございます。昨年まではこの103万円までの給与収入までの子どもについては扶養控除取れていまして、特定扶養控除としては、個人住民税で45万円の扶養が取っていました。これ103万円を超えると、もう扶養控除が取れないという形になったのが、まずは年収の壁の対策としまして、103万を123万円まで引き上げられました。なので、今年からは123万円までが45万円の扶養控除、所得控除が適用されます。今回、条例改正になるのが123万より右側の青色の部分、こちらが特定親族特別控除の創設に関する部分になりまして、給与収入で言いますと123万円を超えて188万円以下である19歳以上23歳未満の親族等が、段階的に所得控除を受けられるような改正を、例規の整備をいたしておるのが、今回の市民税に関する概要となっております。

市民税に関する説明は以上でございまして、続いて、市たばこ税に関する部分でございまして、こちら新旧対照表で言いますと、9ページから11ページの部分が改正の内容になっておりまして、加熱式たばこの課税方式の見直しに係る改正となっております。また、資料のほうの3ページのほうお願いいたします。加熱式たばこの課税方式につきまして、国のたばこ税の見直しに伴いまして、地方たばこ税においても、紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえまして、課税の適正化の観点から課税方式が見直されたものでございます。現在の加熱式たばこの課税方式は、重量、重さと価格によって、紙巻きたばこの本数に換算しておりますが、今後は、重量、重さのみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算することとされました。資料のほうの中程のスティック型の加熱式たばこの場合におけるイメージの表、グラフをご覧ください。縦軸のほうが紙巻きたばこへの換算本数となっております、横軸のほうは、加熱式たばこ1本当たりの重さとなっております。分かりやすいように0.35グラムの加熱式たばこの重量のところを見ていただくと、現行におきましては0.35グラムのたばこについては、約0.8本分で換算されておりますが、今回の見直しにおきまして、0.35グラムの加熱式たばこにつきましては1本当たりに見直すほか、0.35グラム未満のものについても、一律1本として換算されることとなり、0.35グラムを超える分については、重さに応じて課税される方式に見直されます。実施時期と経過措置でございまして、実施時期は令和8年の4月1日以降改正されますが、激変緩和措置として4月1日と10月、令和8年の10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施されます。横の表のほうを見ていただきまして、現行の換算本数1なんですけれども、これも一応0.35グラムで説明させてもらおうと、現行でいうと約0.8本で換算させてもらいます。令和8年4月1日以降は、現行の換算本数が0.5、改正後の換算本数が0.5になりますので、令和8年の4月1日以降は0.35グラムの加熱式たばこは約0.9本で、半年間は課税されます。令和8年10月1日以降は、改正後の換算本数になりますので、0.35グラムのやつは、1本当たりで換算して課税されるように見直しがされるものでございます。

たばこ税の説明については、以上でございまして、最後に附則の部分でございまして、新旧対照表でいうと、11ページから最後までの部分でございまして、この条例の施行期日を公布の日としておりまして、附則の第2条で市民税、また附則の第3条で市たばこ税に関する経過措置等を規定しております。

私からの説明は以上でございまして、よろしくお願ひいたします。

吉村委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 この税条例の改正による効果というかな、金銭的にはどのような効果が出てくるか、大体試算されておりますか。試算されておるんやったら、どのくらいの効果が。多分市民税のどれくらい程度か、若干の減収になると思いますねけど、分かるようやったら教えてもらいたいなど。

吉村委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課、高松です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの西井委員さんからのご質問でございます。影響額についてでございます。

まず、市民税に関する影響額につきましては、今回、年収の壁への対応として、物価上昇局面における税負担の調整及び就業対策の観点から実施された税制改正であるため、現時点でなかなか影響額を試算することは難しいと考えておまして、市民税に関する部分については、そんなに大きくはないかなというふうには考えておりますが、ご理解賜りたいと思っております。

市たばこ税のほうにつきましては、今回の税制改正に伴いまして、加熱式たばこの価格上昇とか、それに伴うメーカーの戦略変更、新商品の投入や既存銘柄の価格決定などが予想されるんですけども、現時点で、来年、令和8年以降の具体的な銘柄情報がまだ公開されておきませんので、予測が本当にこれも難しいですが、1箱当たり約20円ぐらい上がるんではないかというような情報もありますんで、市たばこ税に関しては、令和8年度以降、税収は増えるんではないかというふうにご考慮しております。

私のほうからは以上です。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 たばこの話については、ここで言うてもしやないけど、電子たばこのほうを上げるという話やね。ほんなら、たばこは健康に悪いよというので値段をどんどんどんどん上げて、ほんで、価格の調整のために今回上げるというような話、国が。おかしいな、ほんま言うたら。皆さん、いかが思われるかどうか。本来、体に悪いてやいやい言うのやったら、麻薬とか同じように売ったらあかんにしたらええねやんな。はっきり言うて。体に悪い言いながら値段だけ上げていくっていうこの国の政策、ほんまに実際、どんどん体に悪いかいう効果を見た中で、ここで言うてもしやあないけどな。ほんまは体に悪いねやったら、売ったらおかしい。ほんで、体に悪いかもしれへんというのやったら、たばここと医療関係の因果関係を調べて、その値上げの税収を医療研究、たばこに弊害のある研究、また、吸わない方に影響は与えるんやったら、分煙室の補助とかに使うたらええけど、一般会計にほり込んでいうのは、もうこれ一般会計、市もそうやねんけど、ほんまにその制度自身、国の制度自身、ここで言うてもしやないけど、おかしいなと私は思っております。これは意見だけです。皆さん方、改正やったりいろいろご苦労かけるけど、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第64号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ちょっと長時間になりましたので、ここで10分程度休憩を挟みたいと思います。11時20分まで休憩をします。ここで一旦暫時休憩に入ります。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時20分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

この会期中の委員会で審査すべき案件につきまして、今回の委員会では、次第に記載しております3つの事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に、閉会中に調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、1、耕作放棄地に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回、理事者からの報告事項は特にないということがございますので、委員の皆様から何か確認事項等ございましたら、お受けしたいと思っております。

何かございませんでしょうか。

西井委員。

西井委員 委員会研修で、耕作放棄地の関係で、皆さん方研修でいろんな地域、2つの地域に寄せてもらって勉強させてもらったと思っておりますが、その中で例えば……。

吉村委員長 岡崎市と津市と行きましたが。

西井委員 例えば、キウイの生産地も寄せてもらって、ただそれも、その事業をやっという意思がなかったら、なかなか進みにくいと。耕作放棄地は、多分高齢化が進んでたくさん増えてくるから、非常に困る問題でもありますが、今後まだ耕作放棄地について、やはり行政も含めて、もうちょっと力強く頑張ってもらいたいなというところまでしか言えないような状況じゃないかなと思っております。

以上でございます。

吉村委員長 意見ということですね。委員からの意見でございました。

ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 私のほうは一般質問でも行いましたので、それに重なるところはもう省きまして、今年度、地域計画が公表される予定、動きというのはどんなものですか。令和7年3月末までで、計画をつくるということだったんだけど、葛城市大変遅れているというのは一般質問で言いまし

た。南藤井1つだけと。先ほど西井委員もおっしゃいましたけど、視察研修で行ったところは、もうほぼ地域計画を立てているわけです。いろいろやっている。葛城市ちょっと遅れているので、今年度はどんな状況かということだけ聞いております。今年度の見込み。

吉村委員長 見通しですね。

山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

現状の地域計画の進めておる状況というところでございます。具体的なお話というところだと、現在、葛城山麓地域協議会の各地域において、その策定について具体的に話を進めておるところでございます。協議の場の設定とか、あと皆さんでのお話合いというところもありますんで、いつ策定というところはまだきっちり明確にお答えできないんですけども、今年度策定を目標といたしまして、現在具体的には進めておるところでございます。

あと、ほかの地区に関しましても、個別に相談等がありましたら、いろいろ説明等させていただきまして、そこにつきましては、必要に応じて策定のほう進めるような形で進んでいけたらなと思っているような状況でございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 市から積極的に各地域に対する働きかけつちゅうことは考えておられないのか。今、相談があればということだったんですけども。山麓地域につきましては、熱心に補助金を申請されているんなことやっておられると。今はこれ地域計画つくってなかったら、補助金を受けられないというのも多いのでね。動機としては、はっきりしているもんがあるんだけど、ほかの地域はなかなかそうじゃない。そうすれば、そもそも動きすらが地域から上がってこないということになれば、非常に葛城市遅れるんかなと思うので。働きかけのほうはどんな感じなのかお聞かせ願えますか。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 ただいまの働きかけというところでございます。一般質問の答弁でもありましたように、なかなか全地区を並行的に進めるというのも1つマンパワー的にも難しいところもあるんですけども、その周知といたしまして、各種農業団体の集まり等の中で、再度地域計画の策定等について説明させていただきながら、その辺の地域の意向も探っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 一般質問でも申し上げましたけれども、目標地図は大体できているということだから、地域計画、公表するところまで決定できるかどうかはいろんな事情が地域あるんですが、やはり少なくとも話合いのテーブルぐらいは、やっぱりその目標地図を持って、地域の皆さんが話し合っ、認識するところを是非頑張ってやっていただけたらと思いますので、いろんなところの働きかけを強めていただきたいと思います。

吉村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 今、谷原委員からは地域計画というものを進めることによって、地域の耕作放棄地の考え方も進んでいくであろうと、こういうお話であったかと思うんですけども、私、現場といただきますか、地域、地域の方のお話を聞いていると、なかなかその地域をどう進めていこうという統一した考え方がまとまらない、要するにいろんな要求が農家によって違う。それを1つの地域の計画にまとめられることができんのかと。地域計画は、先ほどお話若干ありましたように、いろんな今後の国からの施策、補助、支援の対象にさせていただくための必須要件として、地域計画を立てやなあかんというところの目的と、将来地域の農地をどう進めていくんだという考えと、若干目的が違って、国の支援を求められる地域においては、これをまずやっとかんと次に進めませんねという考え方かなと思うんで、私はそちらのほうから地域計画の推進というのは図るべきかなと。それと別に耕作放棄地の問題があるんですけども、私、一般質問でも触れましたけども、耕作放棄地、今日は全然市からのご提案ないということなんですけど、総務建設常任委員としての耕作放棄地どうするべきかというのは各議員が、やっぱり認識として持っておくべきとちやうかなというふうに思うんです。私は、もう耕作放棄地の解消イコールもう鳥獣害対策かなというふうに思うんで、絞って行って、相続による、これ空き家と一緒にすわ、考え方としては。その辺のところの的を絞った、今後に向けての何か明るいものが見えるような目標、目的というものをもう少し議論せんと、資料なしでんねんということで、今年のといたしますか、市長は予算を上げてきていただいたということは、一定の耕作放棄地解消に向けての考え方というのは持っておられると思うんです。議員としても持つべきやと思うんで、やはり同じ方向で、耕作放棄地解消に向けて具体的にやっぱり取り組む考え方、私はもう議員研修で三重県行った。すごかったですね。私、改めてすごかった点言いますけども、トウモロコシ作っておられました。トウモロコシというのは、焼きトウモロコシのイメージ、皆お持ちかと思うんですけど、三重県の耕作放棄地のトウモロコシは何をやっているかという、エネルギー資源としてのトウモロコシ、大体3メートルぐらいの草丈なん。それがまとまった30アールぐらいの圃場が点在していたんです。あっちもこっちも。こんなことやっている自治体ないんですけども、やっぱり方向性決まっているから、資源開発みたいな、もっと先の目標を立てて、そういう特産品を遊休農地を使ってどかーんと耕作されているというのは、私あれ見てすごく、目先の目標じゃなし、もっと先の土地を利用した地域資源開発みたいな、ある意味油田を掘っているような感じを農作物でそれを求めておられるという。皆さん、どう感じられたかも分かりませんが、すごいやっぱりパワーを感じました。考え方のすごく先端を行かれてたというふうなイメージがあったんで、葛城市においても遊休農地、あんまり小さいイメージじゃなしに、今言った事例で言ったような、資源開発みたいなところまで行かんでもええかも分らんけども、目標を高く、ここを使ってこういうないものを求めていくみたいな農地の考え方というのを、私は目標として持つべきかなと。恐らく阿古市長も、そのぐらいの先の読みをこの農地を使って考えていただいていると思うんですけど、市長ちょっとだけでも頭の中にある遊休、耕作放棄地の考え方を持っておられたらお聞きをしたいなと思うんですけども、お願いします。

吉村委員長 この視察先のキウイ農園もさることながら、移動中のトウモロコシ畑の車中から見たのもすごく印象的だったんですけど、市長、増田委員からのご指名ですんで、何か。

阿古市長。

阿古市長 これまた、予算委員会のおきか何かにも、もしかしたらお話ししていたかも知れませんねけども、今その計画を策定しておりますので、その計画をお待ちいただきたいなと思います。もう基本的な考え方としては、もう今の社会状況、今現状が、耕作放棄地が増えるという現状をもう的確に認識しないといけないということです。ということはなぜかということ、今までいろんな農政の政策を国を中心として取ってきた。それでは今の状況は防げないということなんです。ですから、新たなステップに進まないといけない、新たな考え方を導入しないといけないのではないかとというのが、一応提起させていただいた問題点でございましたので、その件につきまして、今検討している最中でございますので、その検討がまとまりましたら、ご報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

吉村委員長 増田委員も、それから阿古市長も、認識というか方向性というか、一緒というか、そういうことを理解いたしました。

ほか。

西川委員。

西川委員 地域計画はまだなかなか進んでいってないんですけど、市の方向性として、當麻側のほう、結構田んぼのほう区画整理事業でやられてて、やっぱりこっちの山手のほうは耕作しにくい、土地柄もありまして、何やったら農振地域やのに水が入らないとかということも多々聞いているところもありますし、国が今こうやって減反、実質減反のところから増産に向かうような話になってきている中で、三重県のほうでも、たしか例えば、耕作しやすいように、田を1つ、ちっちゃい田んぼが1つの田を大きくするとか、そういう形を取られていっているところもあったんで、市としてそういう方向、地域計画を定めた上で、市としてももっかい圃場整備といいますか、そういうところは考えていかれるのかどうかということをお聞きさせていただきたいなと思います。

吉村委員長 圃場整備についての考え方ですね。

山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

圃場整備という大きなところまでいくのかというようなところは、まだ何もお答えしにくいところなんですけども、委員おっしゃられた畦畔を削って農地を使いやすいようにする、いわゆる集約的なところに関しましては、これはいわゆる補助的な事業の中でできないのかというのも、これも1つ案としてと言いますか、いろんな考え方の中で、こういうこともあるなというようなところでは、事務担当レベルの中では相談しておると。そのほかにも、各市町のいろんな施策を今いろいろ検討しながら、事務担レベルで、ああでもない、こうでもないというような話もしているような状況の中で、今のご意見も踏まえまして、いいような方向で進んでいければというようなところで考えておるというところで、よろしくお願ひし

たいと思います。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 地域計画をしっかりと定めていただいて、大規模化というところも考えていく中で、やっぱり耕作しやすいような形に持って行ってあげんのも市としての責務もあるのかなと思いますので、その辺はやっぱり難しいこともあると思いますけども、できるだけそういう形で、大規模でやられていくんでしたら、やっぱりそういうことも頭に入れてやっていただきたいなというところがございます。

吉村委員長 ほかにございませんか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 私のほうからは、山麓とかはもうはっきりと農地がほとんどで、点々と家が建っているというような感じなんですけど、平地のほうに行きますと、住宅とそれから農地と隣り合っていたりとか、住宅開発が進んでいる中でぼつんと残された空き地とか田んぼがもうそのままになっていて、草がぼうぼうとなっているとかということで、それで困っていらっしやる方もいたりされるんですけども、そういった住宅地とそれから農地とが、こういうふうに、そういうふう隣り合っている中で農業をされている方が、やはり植えるものによっては農薬をまかないといけないという中で、住民の方から文句を言われたりとか、あともう既にいろんなことを燃やしたりとかもできなくなっているというところで、市としては、そういった耕作放棄地とかも、これからどのようにされていくのか。広い農地は別にこれからいろいろ考えられると思うんですけど、住宅地の間、間にあるような、そういった耕作放棄地に関しては、どのように考えられているか教えてください。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

今、副委員長おっしゃられましたように、本当に耕作放棄地というのも、山手のほうの耕作放棄地もあれば、このまちなかの放棄地、いわゆる誰もされないといいようなところもありまして、確かに近年では、そういう公害雑草といいますか、草刈られてないよというような連絡等、年々増えていっているような状況でございます。その部分についても、耕作放棄地の対策の中で、その部分はその部分として考えていかなければならないというような認識を持っておる中で、今具体案として、なかなかお話しはできないんですけども、その部分も耕作放棄地対策というような1つの方向性というところを見いだせていけたらなというところで考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ぜひ考えていただきたいです。というのも、今そういった場所で農業を一生懸命、継続しようと頑張っている方も、本当に半ばそういったいろんな周辺からの文句みたいなのがあって、もう諦めかけている方もお話の中で、私もお話しさせていただいたりするので、ぜひとも、言えばまちづくりですよね、全体のまちづくりとして、考えていっていただきたい

というふうに思っております。

吉村委員長 そうですね。地域、地域の事情に応じた対策というふうなことですね。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、2、令和7年度一般会計予算に対する附帯決議に関する報告についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

令和7年度一般会計予算に対する附帯決議に関する報告についてご説明させていただきます。

令和7年度葛城市一般会計予算の5款農林商工費、3項商工費、2目観光費、広域連携事業、12節（仮称）西の山の辺の道調査等業務委託料150万円について、附帯項目が付せられており、その項目の中で協議会設立を早期に行うこととございます。今回は、本事業の6か月ごとの進捗及び内容についてご報告させていただくものでございます。

それでは、別にお配りしております資料に基づき、課長のほうから説明させていただきます。

吉村委員長 増田商工観光プロモーション課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、配付させていただいております資料18のほうをご覧くださいませでしょうか。

(仮称)西の山の辺の道事業につきましては、現在、御所市との広域連携による事業の実施を目指しているところでございます。現在の進捗状況といたしましては、両市の担当者にて、6月下旬には御所市、7月上旬には葛城市の現地の確認を行いまして、両市の接合ポイントの確認をしております。また先日、両市の担当部課長で奈良県観光局長を訪問し、事業の実施に対する協力依頼を行ってまいりました。

なお、公募型プロポーザルにより公募をしておりました(仮称)西の山の辺の道調査等業務委託につきましては、7月下旬に契約を締結し、現在は業者との打合せを行っているところでございます。

今後の予定でございますが、(仮称)西の山の辺の道につきましては、地域の皆様からのご意見をいただきまして、ルートについての検討を行っていきたくと考えております。10月上旬に調査等業務委託に係る現地調査を行う予定ですが、それに伴いまして、まず9月下旬にキックオフ会議を開催する予定でございます。御所市との連携につきましては、今後山麓エリアの活性化や観光の促進につきまして、どのような連携ができるのかなど検討してまいりたいと考えております。

なお、御所市との連携に係る協議会の設立や協定の締結等につきましては、どのような手

法が有効なのかを慎重に協議いたしまして、双方で調整をしていく予定でございます。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、3、葛城市第三次総合計画及び第3期葛城市総合戦略策定に関する事項についてを議題といたします。

本件について、理事者より報告願います。

高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市の最上位計画に位置づけられる葛城市第三次総合計画及び人口減少対策と地域活性化を目的とした第3期葛城市総合戦略の策定に向けて、第1回目の審議会を令和7年8月18日に開催いたしました。その概要につきまして、企画政策課よりご報告させていただきます。

吉村委員長 西川企画政策課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから葛城市第三次総合計画及び第3期総合戦略に関する事項について説明させていただきます。今回はアンケート調査を中心に説明させていただきます。

まず、配付しております資料1、アンケート調査実施方法をご覧ください。今回のアンケート調査については、4種類の方法で行います。

まず、左上の一般調査については、18歳以上の市民を対象としたアンケートとなっており、無作為抽出した18歳以上の市民3,000人に対し、調査票を郵送し、回答は、紙回収またはウェブにて回答していただけるものとなっております。また、より多くの方にご回答いただけるよう、市ホームページからも回答を可能とし、郵送した3,000人以外の方も回答いただけるようにしております。

次に、右上、一般調査（はがき）については、先ほど説明いたしました3,000通の調査票のほかに、追加でウェブアンケートのホームのQRコードを記載したはがき2,000通を送付し、回答数を確保する予定です。2,000通の送付の対象として、高校生年代の市民約1,200名及びウェブ回答に抵抗がない若年層を対象として、一般調査のアンケート対象者と重複しない市民約800名に対して送付予定です。

次に、左下の小・中学生を対象としたアンケートについては、市内の公立小・中学校に通う全ての小・中学生に対して学校にご協力いただき、アンケート調査を実施する予定です。授業の一環として実施いただき、QRコードを記載したプリント等を配布し、タブレットで回答いただく予定としております。先ほどの高校生年代向けアンケートと小・中学生向けアンケートについては、第二次総合計画のときには実施していなかった新しい取組となっております。この取組を行う意図としましては、小・中学生や高校生年代の方が、地元である葛城市に対して、どのような思いを持っているのか。大人になっても葛城市に住み続けたい、

大切なふるさとであり続けるには、どのようなまちづくりを行っていくべきかなどの視点で意見を聞くことを目的としております。

続いて、右下、市外モニターをご覧ください。こちらにつきましては、近畿2府4県の市外在住のアンケートサイトに登録のあるモニター1万人を対象にアンケートを実施するものです。こちらについても第二次総合計画のときには実施していなかった新しい取組となっております。この取組を行う意図といたしましては、市外、県外の方の葛城市の認知度やイメージ等を調査することにより、移住、定住や観光という視点から必要な分析を行うための情報の収集を目的としております。

次に、アンケート調査表について説明させていただきます。資料2をご覧ください。こちらは、一般向けのアンケート調査表となっております。アンケート内容についてですが、第二次総合計画策定時に行ったアンケートの内容を踏襲している設問が多くあります。これは、同じ設問を設定することにより、前回アンケート時からどのような変化があるかを分析するためです。

次に、2ページをご覧ください。まず、問1から問7までは、本人の性別、年齢、世帯状況、同居家族、職業、通勤・通学先、居住地域の設問となっております。問8、問9は葛城市の居住年数、居住するきっかけの設問となっております。

続いて、4ページ、問10、問14をご覧ください。これらの設問は、今回新たに設定した設問となっており、市民の幸福度、いわゆるウェルビーイングに関する設問となっております。ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良好な状態を指し、近年、国でも調査を実施し、政策運営に活用している指標であり、葛城市においても市民の現状の幸福度分析や改善に向けて活用することを目的に設定しております。問11については、ご本人の幸福度の判断に重要な項目の設問になります。

問12からは、葛城市での暮らしについての設問になります。問12、問13では、葛城市の魅力と住み心地を、問14では葛城市の暮らしの満足度、問15では葛城市のよいところ、悪いところ、問16では現在不安なこと、10年後の生活を考えたときに不安なことの設問になります。6ページ、問17では、住まいを選ぶ際に重視すること、問18は今後の居住予定を、問19では、問18で転居予定と回答された方に対して、問17での重視することが向上すれば住み続けるかという設問であります。

問20から問23までは、結婚、出産、子育てについての設問であり、問20では結婚の有無を、問21では現在の子どもの人数と理想の子どもの人数を、問22では理想の子どもの人数より現在の子どもの人数が少ない方に対しての理由を聞く設問となります。問23は結婚、出産、子育ての希望のための支援策についての質問となります。

8ページの間24は、第二次総合計画の各施策についての満足度と重要度となっております。

9ページの間25から問29については、情報提供、情報発信に関する質問となっております。問25では、市の情報の入手手段を、問26では、その情報発信の満足度、問27では、積極的に発信すべき情報を、問28では、情報発信手段として積極的に活用すべきものを、問29では、相撲発祥の地の認知度を問う設問となっております。

10ページ、問30から問31は、市政運営や市民参画の設問になっており、問30では地域活動への参加状況を、問31では、市政、まちづくりへの参加意向を問う設問になっております。

続いて、11ページ、問32から36をご覧ください。こちらは、同時期に策定予定の都市計画マスタープランに関する質問となっております。今回のアンケートについては、経費や効率化等の観点から、1つのアンケートとして実施いたします。

12ページの間37から問40までは、今後の葛城市についての設問になります。問37では、①から⑧のそれぞれの分野で力を入れて取り組んでいくべき項目についてを、15ページ、問38では、人口増加を続けていくための施策についてを、問39では、DXで実現してほしいことを、16ページ、問40では、将来どのようなイメージのまちになってほしいかを問う設問となっております。最後の問41は、自由回答としております。

続きまして、資料3をご覧ください。こちらは小学生、中学生、高校生年代のアンケートとなっております。内容につきましては、先ほど説明いたしました住民向けアンケートの内容について、年齢等を考慮し、一部設問をピックアップし、表現等を分かりやすいものに変更して作成しております。本日の資料については、紙ベースの資料でご覧いただいておりますが、実際にアンケートする際はウェブにて実施します。紙の資料では、設問ごとに回答者が小・中学生のみ、高校生のみ、全員と分かれており、分かりづらい表記となっておりますが、実際回答する場合は、問2で回答者が小・中学生か高校生が決まった段階で、ウェブ回答ページ上で設問が分岐し、該当しない世代の設問については表記されず、回答を進めていただけるようになっております。

続いて、資料4をご覧ください。こちらは近畿2府4県の市外モニター1万人に対するアンケート調査となります。1ページ目をご覧ください。市外モニターアンケートについては、対象エリアや年代の割りづけをすることが可能となっております。今回のアンケートについては、葛城市以外の奈良県、大阪府を各30%、それ以外の京都、兵庫、滋賀、和歌山を10%ずつを予定しております。奈良と大阪の比重が高い理由としては、奈良は最も葛城市の知名度が高く、イメージ調査をする上でデータが集まる見込みが高いことや、奈良県内からの転入が現状一番多いことから、移住・定住に関するデータを取る対象として重要であること。大阪については、葛城市とのアクセスもよく、移住・定住を促進する上で重要なエリアであることから、比重を高めております。年代については、若年層を中心に、若者世代、子育て世帯の比重を高くしております。アンケート内容については、主に認知度、移住・定住に関する考え方、観光に関する設問を設定しております。

これまでご説明させていただきましたアンケートにつきましては、去る8月18日に開催しました第1回策定審議会でおおむね承認いただき、微修正につきましては、事務局に一任させていただいております。修正した部分については、会長、副会長に了承いただきましたので、本内容でアンケートを実施する予定です。

次に、今後のスケジュールについて説明させていただきます。資料5をご覧ください。今回説明させていただいたアンケートについては、一般調査については、今週以降に発送する予定となっております。小・中学生については、9月下旬から10月上旬頃に各学校にてタブ

レットで回答いただく予定をしております。

なお、次回の策定審議会については、表中に示しております、下部に数字で記載しております第2回審議会については、12月頃の開催を予定しております。主な内容としては、アンケート結果の報告を行い、計画素案について協議いただく予定となっております。その後、策定審議会にて協議いただいた計画素案を基に市政フォーラムを開催する予定です。また、参考資料1として、策定審議会でのアンケート調査についていただいた内容とその修正の有無や対応について、また、8月18日に開催しました議事録を参考資料2として作成しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、葛城市第三次総合計画及び第3期葛城市総合戦略策定に関する事項の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等……。

奥本議長。

奥本議長 ちょっと委員長に対して、この委員会のこの総合計画についての進め方なんですけども、そもそもこれ附属機関の見直しということで、議員からは委員会にというか、入らないということ決まりました。ですから、まずは、この総合計画策定委員会のところの会議の内容を説明していただくというのがまず筋かなと思うんです。特に1回目の委員会、私も傍聴で参加させていただきましたけども、前回の総合計画のKPIの達成指標というの、これ重要で、その報告ないんで、それを基にアンケートを考えたという経緯がありますし、どういったメンバーが選ばれたのかということですね。行政の委員会に対する参加体制とか、その辺りの基本的なまず説明というか、会議のことを報告いただかないと、我々が附属機関の役割の見直しということで、議員がもう入っていないんで、一切その辺分らないんです。まずはそこを説明していただくというところ、その中で今回の重要案件としてアンケートを考えました、こうやりますというんであればいいんですけど、いきなりアンケート入られると、見てらっしゃる方も何のことか分からない。議会もやっぱり出席していない議員は、その辺何があったのか分からないというふうになりますんで、まず、そのところの進め方ですね。今後一応、こういう形でもう一切我々議員は入りませんので、そういった特にこの総合計画については最上位計画ですんで、やはり議会に対してのどういうことがあったかという説明はまず必要だと思います。

吉村委員長 今、議長のほうからもお話がありましたけれども、総合計画というのは最上位計画でもありますし、総合戦略もこれ5年ごとで大事なことですけれども、これについて、傍聴に行かれた、委員の中にもいらっしゃると思いますが、そうでない方もいらっしゃいますので、私もその場には傍聴で参加しておったんですが、策定委員会について、今、議長からもお話がありましたけれども、先ほど8月18日に開催されたということのご報告のみでありましたが、もうちょっとその辺り詳細にご報告いただけますでしょうか。ちょっと難しいですか。一旦、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 0時13分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この後、暫時休憩に入りますが、1時半、午後、13時半から午後の会議を再開いたします。
それでは、休憩に入ります。

休 憩 午後0時14分

再 開 午後1時30分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

既に理事者側から3、葛城市第三次総合計画及び第3期葛城市総合戦略策定に関する事項についてご報告願ったところでありますけれども、これの策定委員会、これについての詳細の説明を願いたいと思います。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

委員長にいただきました策定に向けての取組状況について、まず説明させていただきます。

市の最上位計画に位置づけられておりますこの総合計画につきましては、現在平成29年度から令和8年度末の10年間を計画期間とする葛城市第二次総合計画に基づきまして、様々な施策に取り組んでいるところですが、この計画終了期間まであと1年半余りとなっているところであり、現在、令和9年度を計画期間の始期とする、葛城市第三次総合計画の策定に向けて取り組んでいるところです。また、総合戦略につきましても、人口減少克服、地方創生を目的とした計画であり、現行の第二次総合計画と、第2期総合戦略は、計画期間の終了時期に2年間のずれが生じておりましたので、お互いの整合性の確保や作業内容の重複等の課題等の解決のため、昨年、第2期総合戦略の計画期間を2年間延長し、お互いの計画期間の終了時期を合わせて、現在は令和9年度を始まりとする、この総合計画、総合戦略の策定に向けて進めているところでございます。この総合計画、総合戦略の策定に当たりまして、3月議会で議決いただきました葛城市総合計画及び総合戦略策定審議会等条例により、まずは策定審議会の委員を委嘱させていただきました。

まず、識見を有する者といたしましては、総合戦略に入っていたいただいた産官学労金の方を中心に検討させていただきました。あと、現在関西大学と連携協定を締結しておりますので、その点を考慮し、こども・若者サポートセンターの石田陽彦先生に人選をお願いしたところ、関西大学環境都市工学部教授の北詰教授をご紹介いただいたところでございます。そのほかに関係行政機関の職員として奈良県庁の市町村振興課長でありますとか、公共的団体の役員といたしまして葛城市区長会、葛城市商工会、葛城市農業委員会、葛城市民生児童委員連合会、葛城市教育委員、葛城市保育協議会、葛城市PTA協議会、NPO法人エコ葛城市民ネットワーク、葛城市人権教育推進協議会、葛城市社会福祉協議会、葛城市防災士会、葛城市観光ボランティア、葛城市保護司会など、少し広めに公共的団体の役員の方に委嘱させていただきましたところ。また、一般公募につきましても、当初2名という予定をしておりましたが、7名の応募がございましたので、3名、一般公募から市民の意見を幅広く聞きたいということで選任させていただきました。それに基づきまして、先月の8月18日、第1回策定審議会を開催させていただきましたところでございます。

まず、会長、副会長の選任につきましては、先ほど申し上げました関西大学都市工学部教授、北詰先生におかれましては、他の自治体の計画策定にも携わった経験をお持ちであったことから、会長として就任いただいたところです。また、副会長の村瀬様につきましては、奈良県立大学地域創造学部の准教授であり、総合戦略の策定の際にも委員長としてお勤めしていただいた経験がございますので、副会長として選任させていただきました。

その中で、第1回策定委員会での資料として説明さしあげました資料といたしまして、本日添付はしておられないんですけども、現在進行中の葛城市第二次総合計画及び第2期総合戦略の実績報告についてということで説明させていただきました。ただし、これにつきましては、現在計画期間中でありますので、現在の総合計画の施策を次期総合計画、総合戦略等に反映することにつきましては、この現行の総合計画、総合戦略の際に設定した政策目標でありますとか、施策目標における達成度をはかる指標でありますとか、K P Iの達成状況、未達成状況を分析した上で、反映していくか否かを検討していきたいと考えております。達成したもの、未達成のものそれぞれいろいろあると思うんですけども、達成したものについては、どのような施策が効果的であったのかとか、また、未達成のものにつきましては、事業内容の効果がどうであったのか、また、事業が終了したため、生活指標として取れないものでありますとか、そもそも指標とか、K P Iが適切であったのかなど、詳細な分析が必要であると考えております。その上で、今回実施するアンケート調査の結果と総合的に判断した上で、第三次総合計画及び第3期総合戦略に反映するかどうかを検討したいと考えております。また、この市民に意見を聴取し、この第三次総合計画等への施策を反映する指標として、先ほど説明させていただきましたアンケートを行う予定であります。

以上です。よろしく申し上げます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては……。

増田委員。

増田委員 私も傍聴というんですか、聞かせていただいて、今ご説明いただいた内容について、その日、お聞かせを願いました。以前に私、この策定委員の方からご意見を頂戴したことがあります。何かというと、これ担当の企画政策課、いろいろとご努力願って、1つのたたき台といたしますか、指標といたしますか、文書的にはつくっていただいて、それを業務委託をして、コンサルのほうにもご協力を願って策定をされるという手順になるんですけども、あくまでも、策定委員の方おっしゃられてたんは、あくまでもコンサルのアドバイスもいただいた中で、市としてこういうものをつくるという形を整えていただきたい。以前の会議の中で、コンサルさんが内容的に説明をされたということで、ちょっと待ってくれと。担当課、しっかりと説明、答弁も含めて、進めるんじゃないですかというふうなこともご意見として頂戴したんで、参考のために、ご承知おきをいただきたいと思います。

吉村委員長 分かりました。ご意見ということで伺います。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

朝から始まりまして、お昼をまたいでの慎重審議、大変お疲れさまでございました。耕作放棄地の問題なども含めまして、葛城市、様々長期にわたってしっかりと考えていかなければいけない問題もあります。理事者側におかれましては、もちろん、これについていろいろと調査、慎重にされていることと思いますが、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時39分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始